# 强 制的組合加入制についての一考察 け

英

玉

に

お

る

辺 佐 智 子

渡

使 用者の協力を前提として採用するところの團結强制 周 知のごとく、 刀 п 1 ズド・ シ ョ ッ プ制 および \_ = オ 組織强制 ン ・ ッョ ッ のための手段である。 プ制 は その本來的機能においては、労働組合が

ク

17

1

ズ F

シ

≡

ッ

プ制

は、

である場

一合に、

員たる労働者の解雇を使用者に義務づけ、労働者に対しては組合員たる地位を維持することを雇用条件とすることに たは組合から脱退し 社の従業員となつて後その雇用継続期間中は組合員でなければならない。從つて会社は組合に加入しない労働者、 る。 よつて、労働組合の團結强化を図らんとするものである。 ることが出 これ に対してユニ 「來ないとする制度をいうのであつて、それはもつとも强固な労働組合の團結力保持の手段であると言い得 あるいは除名せられ オ シ • ショップ制は、 労働組合が企業外の存在 た労働者はこれを解雇しなければならないとする制度をいう。 労働者が雇い入れられる際には組合員であることを必要としないが、 使用者は組合員以外 からは労働者を雇 つまり非組 い入れ 合

すなわちクロー んに他 强制 なら 的に会社 ぬのである。 一の從業員全員の組合加入を達成 ズド・ シ ョ ッ ブ 制およびユニ オン・ショ Ų もつてその組織を强化することをば意図して採用するところの ップ制は、そのいずれも、 労 働 組 合 が 使用者の協力を得

労働組合員は組合費を支拂

労働条件の維持改善

のために大なる努力と協力をなすべき義務を有するが、

**— 47 —** 

労働 とは 制 要請となつてくる  $\stackrel{\circ}{\sim}$ し 至 mi られるということは、 な 0 獲 明か いいた 組 ところでこの 7 得 合の である。(註2) **応産業**に ということが、 して 6 存在 そ おけ 0 恩惠 労働 ので ح ح よう ح 2 る全 労働組 組合 K ある。右に見たごときクロ ΙĊ K すな 一労働 今日 0 な み浴するような非組合員を排  $\bigvee$ 0 7 て、 0 合 わ 存 者 獲 とち労働な :在が彼 資本主義諸國家の にとつてはその團結を阻 K 労働組合が强固 適 し 用 た 組 らの保護に果すであろう役割は非常に大なるものがあるとい されるのを 合に 条件 加入 は、一 )労働組 な関結 1 ĺ 通 ズド 例 般 なくても非 とし K 合運 を保持 は、 • 止 立し弱化 ショップ制 ている。それ故 100% 組 動においても して 組合員 合員で せしめられる最も大きな原因 行 は組 やユ くため 1 あると非 セ ント 合員が つとも主要な = K 才 K の組 組 ン・ショ は 組 獲得 合は 合員 合加 こ の 非 し で 入を達 何 運 ップ制等 組 た 動課題 らの犠牲 合員のた のと同様 るとを問 成する の一つとなるというこ 0 0 一つとなされ b の労 5 8 强 dr. 努力も 制 ر ح K 働 直 的 が不可 条件 接 な は ショ 拂 には か が 企 る ッ 欠 ず 與 活 0 克

合側 つたこ あるが 至 進 0 おいては、 K んだ 反し ズド しまた最近では、 どとく つている か 7 組 1 5 の國特有の 運 ショ 配合の團 うのこれ 動 ギ 刀 而 労働 クロ Ü のは、 IJ 0 歷 ッ てわが國労働組 ス Ì 1 組 結 史 で プ K ズ 事情 つの浅 大体と 强制 対 ۴ 制 ズド 合 は 吾 でする 刀 が が • シ ョ 手段  $\sim$ • 最 犮 P 重視され か ら、労働組合のこれに対して有した執着はかなり强く、(離4) 反対 0 初 わ のような事情に基づいている。 1 ツプ制 以下 ズド としては專 カン が 國 . Б 合の性格は企業内組 は て來た Ö 新 企  $\bar{\kappa}$ • を禁止 研究において シ たな政治問題を惹起して今日にまで及んでいるのである。また労働組合の 業 おいては、 0 ਬ 外 プロユニ ッ プ問 であつた。そうして一九四七年六月に成立したタフ 部 し、ユニオン・ショ K 從來 ある 題 オン・ショップ制 も若干理解 0 重要性は 存 合たるにとどまつて 「どちら 在として かと言 されるであろうごとく、 減じてしまつていると一般 ツプ契約にも極めて嚴格な制約を加えるに至るや、(語) 発生し /生し発達して來た歷史をもつョーロッパの獲得が労働組合によつて取り上げられ えば組 おり、 織 强 從つて 題をなしている」と言われているの 制 0 、早くから組織拡大リカではヨーロッ。 存 「イギリスにお クロ 在 に見られている 理 1 由 が强 ズ <u>۱</u> ۴ ロッパの . シ 調 ハ され 充の手段とし ۱ ۱ ≡ いても、 労働 て來た。 **の**語 ッ であ やア ている。 プ 運 1 制 は末 合衆國 組 る 動 メ 'n が、 が 織 7 0 لح 周 は ح だ で 刀 カ 化 12 異 が 知

けるごとく

ク

П

1

ズ

ľ

•

シ

ੜ

ッ

ブ は戦

後

K

ま

り

る烈

 $\vee$ 

政

治的

論

爭

Ó

問

身の要求に基づいて、  $\vee$ 饵 來たものなのであつたし、 変態的な労働組 僅か数ケ条の素朴な労使協調的規定と入り混つて模倣的 る。 に収められているのであつて、 向もなきにしもあらずのようである。 そうして吾が國においては、ユ 特に労働運動の先進國においては、 合運動の発足諸 しかもストライキに訴えるようなはげしい要求を通じて、 また現在においてもそうなのである。 事情によつて、 かかる事情からして吾が國では、 ニオン・ショップは大正末期から昭和の初期へかけての端初的労働協約にすら全文 し クロー か それはある場合には使用者側の発意にさえも基づいて、多くの労働協 ながら諸外國においてはかかる吾が國とは全くその事情を異 ズド・ショ ・無批判的に取り入れられ、また今次大戰後においてもその ツプ協約なりユニオン・ 强制的労働組合組織はむしろ当然のことと考 はじめて獲得され保持すること ショ ツブ協約 なりは、 組合員自

干檢討しておきたい。 か。それは労使関係に されば、 ク п 1 ズド 如何 • ショ なる影響を有するものなのであろうか。吾々は本論に入るに先立つて、 ップ制やユ = オン・ シ ョ ッ プ制 がかく 問 K されて來ているの は一 この点について著 般には何故 ある

而して、この問題 K ついては大体三つの観点から考えてみることが出來ると思う。

ズド・ ついての協 つために、使用者が根本的にはかかる制度に反対であることは言うまでもない。 が強化 まず第一に、使用者の立場から見た場合である。 する從來からの経 從つて「もつとも有能な労働者を雇い入れる」という、 題 せられるならばもちろん使用者側の交渉力は抑制 加力義務 ップが契約されている場合には、使用者は非組合員が彼にとつて有能な労働者であつたとしても彼を雇用 K せられ を要請することによつて成立するものであるが、 んるのは 営の特権に対しての労働組合側からの挑戰ということをば意味するであろう。 次のことである。 初めに述べたごとく、 クロー せられる ズド・ショ 使用者のもつ自由の原則は阻まれることになるので 而してそれは労働者を選択 労働組合のこのような組 から、組 ップやユニオンショップによつて労働 一合の力を弱 このことは め 自己の交渉力を優位 一應別として、通 强制 解 は使用 雇するということ すなわち K 組 常使 n K 用

は の労働者が ない る。 使用者 また しか は労 経営に必要 ュ ニ オ 働 資者の حَ ン • の協約 シ ョ 能率に從つて彼らを雇い入れ、解雇するということについての自由を侵害されることになると な人間であつたとしても、 の下でも、 ップ制 の場合には、 組合に加入しない労働者や組合を脱退しまたは除名せられた労働 かかるクロ 使用者は彼を解雇しなければならな 1 ズド • ショ ッ プの下でのごとき雇 \<u>`</u> 要するに組 入 n K 織 者 强 制 Ċ 0 の弊害 下で

いうのであ

ならぬ」と述べている。しかるに、組織强制の下では、労動者は狙争用人で祭って、(#3) 彼の階級の雇用条件を改善したり低下せしめたりするのであろうか、といつたことに ば、その決定は次 は労働組合に加入し得るし、 社 ウェッブ夫妻 であるか、 つているような知識や判断に基づいて加入の 「全社会生活、 社会の 根本的 は、 由 合員の組合に加入しない自由ということが組織强制 いという個 「も持ち得 ح その方法は彼の自由を増大するか、 な特長 れらの (Sidney and Beatrice Webb) は、その著「産業民主々義」 (Industrial Democracy, 社会の全構造と機能は人間の介在から成り立つている。原始生活から区別せられるものとして 0 なくなつてくる、 は、 制 人的 ことについての彼の知識、 度の下では、 自由 このような介在が衝動 に対し あるいは加入することを控え得るであろう。だが、もしも彼の決定が合理的 ということが言われている。 て優位すべきだという考え方が支配的 組合に加 問題を慎重に考慮する余裕を與えられず、 入することを欲 あるいは減少するであろうか、更にその規制 すなわち労働組合とは何であるか、どこまでそれは 的ではなくて、 に関 し 慎重なものであるということである。 以して問 而して、 題 今日一 にされてくるということはこれを無視 であるけれども、 般には、 こついての もはやここに また不加入 專 しかし 結権はそのような組 はどの程度まで彼自身と b 知識 れるという点 合理 ということを決定 ウェッブ夫妻が言 に依 いずれに 存 的 K な利益社 であるなら なけれ おいて、 で 労働 'の文明 すべ

0 根源 ともなり得る」と指摘 働 組 合の立場 は 「强制 か T ら V 0 おいるという。 組 織强 またリ 合加入制 制 K 对 チ でする は組 7 1 反 ۴ 介省が 合の員数的 ソ ン あ る。 9 强大の根 Ή 例 えば、 Richardson) 源で ₹ ル はあるが、 ス  $\widehat{\mathbb{H}}$ は次のごとく述べて A また同 時 に組 논 Ŧ  $\vee$ ン る ŀ ゴ メリ マそ z

ないであろうと思う。

るなら 組合に加入し 織と一〇〇パ は焦 やなが 者が組合を去るという手段をもはや持たず、 織を所有 ħ. とつては非常 ハが労働 は 原 躁 小 則 \数の非組 て加入せしめ、 ら加 ば 、説得によつてでは Ø 用 組合內 کے することがよりよいことである」と。吾々はこのリチァ(#E2) 原 П 1 して 因 入する組合員を獲得するけれども、 労働組 1 た労働者をば心か ズド で K は、 部の 價 セ あるだろうけ 合員を强制することをば必要としない。 ントの 労働 値 • 合の指導者はその組合員 結 個 シ 0 [々の労働者の加入も彼の自由な意思に東を弱めるということも事実である。 ⋾ 高 組 しかもこ 强制的 ッ  $\vee$ 合 な プ制 勝利ということではなさそうである。 3 K いれども、 対 ら組 Þ 組織との の加入を說得によつて打ち建てているところ し ス トラ ے۔ て、 合 = 多くの場合、 その組 드 Ź オ ン ・ いずれが勝るかは單純 キ 体化 O Ė ショ また 利益をあ 合員 V その交渉力はそれによつて殆んど増 させるとい う力によつて労働 ッ を支配 他 100% プ な意思に 制 まり考 K が する潜勢的 組織されない少数者というもの 5 獲 引用者 労働組 得 基 1 慮 すなわち組合員の結合連 せられた後には、 K セ づいていることが望まし には判断 ļ ント 事業場の労働者のうちの九○パ 組合 Ĵ なくなるかも 合は労働者の自主的発意による関体 F に危険 ソンのいう九〇 仕事も見つけることが出來ないというこ 0 が 强制 し得ないけれども、 ク な権 п 的 1 0 組 知れない。 力 ズ 組 労働組合に 織 を與 ۴ 大せ 合は、寛大であるべく充分 よりも • へえる。 シ ーセ 帶感を高 50 は労働組 られ得 ≡ また、 九〇 ッ は、 時 ント は言うまでも В パ な として組合員の を獲得すると それ 合の し 0 ì 1 Ď めると  $\vee$ 自発的 ばしば心ならずも セ セ か 組 は 組合員に 合員で ン ン 5 こである V ŀ ŀ 少 ・う課題 光 働 数 0 な をその組 自 働 ç 0 あ んに強 0 强 組 と 組 ے る労 5 だ 制 合 的 0 P が K ح 合 难 加

は 理 今 労 働 組 合 ō 組 織 强 制 が 問 題 K されているの は、 大 体 以 上 の三つ の立場 K 基 うく 諸 理 由 か . Б 0 ある ×

ると

とに

な

ると思

B

n

る。

る意味をも させられ て行くであろうことは疑 п 問 l 題 ズ ۴ で あ る。 シ 3 耐 ッ ブ Þ て ユ 労 =  $\vee$ 働 オ な 50 組合 ン • そ Ō シ 組 = n 故 織 ツプ等 K 化 今 0 後に 進展ととも ĸ よる労働組 おいて、 K ح 合 0 ح 0 組 机 뱀 らの 題 織 が 强 制 制 產 業関 度は は、 係に  $\vee$ ずれに のように 対 し -し 労使 有する重要 ても今後大い 関 係 K 全性は 重 k 要 な

# ますます大きくなる傾向があると見倣し得る。

る形で取り上げられており、また労使は如何なる態度でもつてこれに対しているかということを、 そこで吾々は、 以下小論において、労働運動の先進國たるイギリスでは、今日かかる强制的な組合加入制が 入手し得る資料

範囲から、 考察してみたいと思う。

(註Ⅰ) 而して、かゝるショップ制は、この本来的機能を逸脱して用いられることはしばしばある。 (社2)J. H. Richardson: An Introduction to the Study of Industrial Relations, 1954, p. 186

(註4) すなわち合衆国では、組織率が低いこと、 瞭価な黑人労働によつて組合が破壊される危険のあること、 人種的差別が强い (註3) 三島宗彥「組織强制と組合員の権利」労働法3号四四頁。 of the Social Sciences, Vol. Three, 1930, p. 570; Millis and Montgomery: Organized Labor, p. 472 用することによつて、組織の强化を企図して来た、- W. M. Leiserson:"Closed Shop and Open Shop" in Encyclopaedia ために階級的連帯性が欠如していること、等のこの国特有の諸事情のために、労働組合は早くからクローズド•ショップ制を採

(註5 ) Labor Management Relations Act, 1947, Secs. 8 (a) (3), 8 (b) (2), 9 (e) (1) (2).

(社へ) J. T. Mckelvey : "The 'Closed Shop' Controversy in Postwar Britain" in the Industrial and Labor Relations /註6)古林喜楽「クローズド・ショップの問題」国民経済雑誌第七九卷第三・四号八頁、一四頁。

Review, Vol. 7, No. 4, p. 550.; K. Braun: The Right to Organize and Its Limit, 1950, p.

【註8】後藤清「労働協約の理論と実際」二六頁。同「ユニオン・ショップ」季刊労働法第一三号七七頁。

〈註9〉終戦後のわが国 労働組合は労働者の自主的団結として組織せられたのではなくて、 上からの奨励策によつて結成せられ の横断組合組織への動きに対しユニオンショツプ制をもつてその防壁を築こうとしたのであつた。 かゝる事情は、 た。 このため労働組合はまず使用者から便宜を与えられて会社組合として発足したのであるが、 この場合、使用者は外部から いて强制組合組織をは当然のことと考えさせるに至らしめていると思われる。

Sidney and Beatrice Webb: Industrial Democracy, 1920, p. XXX

(註2) E. A. Millss and R. G. Montgomery : ibid., p. 483

(註19) J. H. Richardson: ibid., pp. 187-8

三つの類型に分たれ得るのである。(theo) unions)、產業別組合 (industrial (or Comnon employment) unions)、 もつて統一せられていることは、周知のごとくである。これに反して、イギリスでは、労働組合の発展 再編成によつて、歴史と傳統の尾を曳いた遺物や因襲には全くとらわれることなく、 思われる。すなわち例えば、 発達は、公衆の要求から生ずるところの自発的にして健全な過程である」と云つているが、このことがもつともよく発達は、公衆の要求から生するところの自発的にして健全な過程である」と云つているが、このことがもつともよく に基礎づけられず、労働者による自発的な発展に任されていたから、組織の型も、職能別組合 (Vocational (or craft) 國における労働組合組織の構造をば他のどの諸國のそれよりも非常に複雑化ならしむる結果をもたらしているように 組合がそのように自発的にして健全な発展過程を辿つて來たということは、これをひるがえつて見れば、今日の 的にもつとも早く、且つもつとも典型的に進行したイギリスの労働組合についてであろう。而して、 妥当するのは、 しようと欲するものによつてしつかりと把握しておかれねばならぬところの眞実である。その(労働組合の--筆者) このことは、今日の労働組合の複雑な構造、種々な活動、及びしばしば非合理的でもあるところのその政策をば理解 さて、 に権威ある中央組織をもつている」と言われている。またわが國でも、敗戰後における上からの労働組合組(thu) 新たな基礎の上に再建された」ために、労働組合は「産業別の線に沿つて合理的に組織されており、 えばミルンベイリ (W. Milne-Bailey)は「労働組合は作られたものではなくて、発生したものであ 矢張り先進資本主義國としての、すなわち資本主義の開化とこれに伴う封建的諸関係の解体とが歴史 「多くのヨーロッパの他の諸國では合法的労働組合がナチスの手で叩き 潰 一般組合 (General labor unions) という 近代的な産業別労働組合組 イギリスの労働 は論 され、解 運動全体 る 繈

の職能に應じて、 産業別組合は、 とのうち職能別組合は、 に対して、 そうして彼らの從事する産業とは無関係に組織せられる型である。 労働者の熟練・不熟練を問わず、ある産業内のすべての労働者のために活動する組合である。 般労働組合は、 歴史的にもつとも古く、主として熟練工によつて構成されて來たものである。 多数の産業に属する労働者をその活動対象にする。 この種の組合は、最初不熟練 労働者各自

労働者および低賃銀労働者によつて組織せられたが、 やがて半熟練級の多くの労働者、 そうして更には高度の熟練技

該当しないで、二つ以上の特長を兼ね具えた労働組合も多数に存在するのである。 術者をも今日では包含するに至つている。 そうしてこのような職能別、産業別、一般という三つの型の労働組合の他 に、さらにとれら三つの 型 0 ず n K

る。 る。すなわち、そのようにT・U・C・が一産業一 イギリスの労働組合会議(T・U・C・)は、労働運動全体は産業別の線に沿つて再編成することがかくて、イギリスにおける労働組合組織の構造は、まことに複雑であると云わねばならぬだろう。 合衆國などのそれからいちぢるしく特長づけるところの重要な事実として、看過されてならぬところのことなの おける强制的組合加入制について研究して行く場合、その問題の性質、あるいはこれに対する労使の態度をわが國や に、中世ギルド的特長をもつた職能別組合が非常に根強い力をもつて存在しているということは、吾々がイギリスに 比重を占めているのである。そうしてこのこと、―イギリスでは、 ても、また組合の財産、 いるのであるが、 今なお長い傳統をもつた、そうして「中世的ギルドと共通した諸特長を有する」職能別組合が、その数から云つ しかし現在においては、 組織力、 交渉力といつた点からも、 未だ「いずれか一つの型の組合が支配的であるとは言い得ない」ようである。 労働運動全体は産業別の線に沿つて再編成することが望ましいとして 組合を理想として認めているのではあるが、それにもか 非常に强力であり、イギリス全体の労働運動の上に 今なお近代的な産業別組合組織に統一 とうした中で、 也 高

ない。すなわち、 合の組合員であるか、非組合員であるかということに基づく雇用における差別 イギリスでは、一九二七年の労働争議法 政府 は労働組合の ショ ップ制 の問題に不干渉の政策を支持している。 (Trade Disputes Act) が一九四 待遇の 六年 問 このととを、 題についての法律は、 に廃止せられ 吾々は一 7 初め :在し

ところで、 產業別、 一般等といつた諸類型から複雑に構成されているが、 ギリスの労働組合組織は、今、 右に述べたごとく、 産業別労働組合組織によつて統一せられずに、職 而してそのことは、一人の労働者が一つ以上の労

とろ ある。 労働 合に加 とも 特定組合のメンバー た内容をもつて把えられているようだ、ということである。すなわち、 ならないのは、 ያን ح あるという、-に從えば、「クロー と 加盟し ての從業員があるいずれかの組合に所属すべきだという第一・第二の意味での一〇〇パーセ いうことを一 あり ころの一特定組 t 組合の中 の労働組 ク おいてそと いて、 第三に ローズドされ 入し得るとともに、 一クロ 吾が た労働組合によつて非加盟組合や脱退組合をは破壞するという目的のために用いられているところの 得ることになるであろう。 組合員であり得るということをば当然に結果するであろう。 U 國 は、 Ó 合 今日もつともしばしばその意味が使われているのは、第三の、 般的原則として長く支持し來つているのである。(#B) での一 どれ イギリスでクロー ズド の組合員ではあるけれども、 に雇われている労働組合員が非組合員とともに働くことを拒否する場合であつて、この場合その事 第一は、  $\mathbf{T}$ ķ 合に所属 のみが雇われるべきことを要求するものであつて、これが吾 つとも厳密な形態でのクロー かの組合のメンバーたるべきことを要求する ていることになる。 ズド・ショップ」という言葉には、次の三つの区別せらるべき主要な意味が シ ヨ U 般的概念としての 労働者がどの組合に加入するかについては各自の自由に任されているが、 C ッ 労働組合は労働者の また建築業部門における一般組合の組合員でもある しなければならぬとする嚴密な意味での プ」という言葉が使用 自身も ズド・ 第二のものは、その事業場における全労働者に対して、 クロ 而してこのような意味でのクロ ショップ制という場合、 а one-union shop の意味での 1 全労働者は数種の労働組合の組合員によつて構成せられているというと ズド あるグループを組織する独占的 ズド せられていると、 • • ショップ制である。このような三つの相異つた意味に、 ショップが挙げられる。すなわち、一事業場 而し 通常吾々がそれによつて意味する概念とは若干異 クロー リチャ クロ て、かかる特殊な事情によつて注意しなけれ ズド・ ーズド・ たとえばリチャー えば一人 ŋ p 1 全労働者が独占的 1 1 ズ F ショ ۴ ととが出 ズ • 排 ۴ の木工は、 ソンは言つている。そうしてイ 々の通常その言葉によつて考えると ショップ制の下では、 他的 シ ョ ップである。これは ショ な権利 一來るのであ ッ ドソン プ制 ッ T・U・C・に加盟 プ は組合間 ント ではなくて、 ・排他的な交渉権をも を有するもので イギリスにおいては (J. H. Richardson) 組合 とにかく る。 組合である木工 K T 全労働 とうし 加入制 おいて一つの 0 爭 、ある事 U いを伴う イ )政策 た関 者 しろ C あ ギリ は

うことが主張せられているのである。いずれにしても、「クローズド・ショップ」という言葉は、 からこれに賛成するものではなく、近年では はその複雑な労働組合組織の構成の故に、いくらか広い意味で、そうしてややあいまいに使用せられているというと ズド・ クロー ショップを强調している。これに対してイギリスでも、職能別組合にあつては、 ズド・ ショップの主張、 すなわちある種類の仕事はその組合の組合員によつてのみ遂行せられるべきだとい いわゆる 100 percent T. U. C. unionism を追求する手段として 第三のもつとも嚴密の イギリスにおいて

とを知つておか

ねばならないであろう。

明する」と述べているが、イギリスでは、労働組プに関係したストライキが重要となりつつある。 J. C. Knowles)は、そのストライキの研究において、「それ故に『労働組合の原則』についてのストライキはその性 ローズド・ショップ制さえ労働協約においてではなく、事実上確立せられているにすぎないという。ノウレス(K. G. 存在する、と言われていることである。一特定組合の組合員のみを雇用するよう要求するところの嚴密な意味でのクられている場合は非常に例外であつて、それは「記載せられない」(silent)で、そして「目に見えない」(unseen)で 的にその目的を達成しようとするのであり、そうしてそのような事実上のクローズド・ 得しようとしないで、主として労働組合員が非組合員とともに働くのを拒否すること―ストライ 格を変えつつある、組織することに対する権利のためや承認のためのストライキよりも、 トライキ 次に注目すべきは、イギリスでは、労働組合の强制的な組合加入制は労働組合と使用者の間の契約によつて規定せ f化しようとはしていないようである。それ故に、イギリスではショップ制について規定するところの労働協約はあるいは組合の要求に從つたりするが、しかし使用者側もまた强制的な組合加入制に対する彼らの感情を協約に 存在し が近年増大しつつあるというのである。これに対して使用者はロックアウトでもつて労働 ていない。 それは、 事実上存在しているにすぎぬ 労働組合はクローズド・ショップ制やユニオンショップ制を労働協約で獲 とのことは、近年のそのようなストライキの割合に 0 である。 ショ むしろクロー ップを獲得するための キーをば通して事実 組 おける増大を説 ズド・ショッ

(註一) W. Milne-Bailey: Trade Union Documents, 1929. p. 1.

(註2) H. Collins:Trade Union Today, 1950. 岸本英太郞訳「現代労働組合論」一五七頁。

— *5*6 —

- (註m)A. Flanders:Trade Unions, 1952, pp. 26-37
- なお、リチャードソン(J. H. Richardson)はイギリスの労働組合組織をば
- ] ' Organization by Craft
- 11" Organization by Industry
- [1] Organization based on Type of Employer
- 图 Organization of General Workers
- 五、Other Bases
- に分類し、かくて右のフランダースの分類に Organization based on Type of Employer という型を附加している。-J. H.
- Richardaon: An Introduction to the Study of Industrial Relations, 1954, pp. 162-175.
- (註4)H. Collins:ibid. 岸本霑一六○頁。
- (註5)一九五○年の統計によれば、T・U・C・にはイギリスの全労働組合七○四の5ち一八六が加盟しているにすぎないが と全国教員組合(Nationel Union of Teachers)の二組合のみが非加盟組合であるにすぎず、しかもこの両組合ともT・U・ 而して組合員数においては、九、二三五、〇〇〇人の英国組織労働者中七、八八三、〇〇〇人がその傘下にある。 組合員十万人以上を有する大組合の中では、全国地方庁職員連盟(National Association of Local Government Officers)
- G・とは友好的関係を有している。それ故にT・U・G・のイギリス労働界に対する影響力は極めて大なるものがあるのであ
- ∾° —A. Flanders : ibid., p. 29
- (註6) H. Collins: ibid., 岸本訳一六四一六頁。

(註7)A. Flanders:ibid., p. 26.

- (社の) I. H. Richardson: An Introduction to the Study of Industrial Relations, 1954, pp. 162-3
- (温の) J. T. Mckelvey: "The 'Closed Shop' Controversy in Postwar Britain" in the Industrial and Labor Relations Review, Vol. 7, No. 4, pp. 551. なお、一九二七年の労働等議法の成立と廃止に至る事情については ibid., pp. 554-7 参照
- (註二) J. H. Richardson : ibid.,p. 185

(註2)J. T. Mckelvey:ibid., p. 561

(註2) J. T. Mckelvey: ibid., P. 551.

(註印) K. G. J. C. Knowles: Strikes—A Study in Industrial Conflict, 1947, p.

(超氧) A. Flanders: Trade Union, 1952, p. 4

(註5) A. Flanders: ibid., p.

(註6) J. H. Richardson: ibid., p. 185.

(註口) K. G. J. C. Knowles: ibid., p. 236-7.

、註18〉第一次世界大戦に先立つて、産業組合員は非組合員の排斥を宣伝し、建築業において多数のストライキを起した。これ に対して London Master Builders は、ロツクアウトを宣告し、労働者が非組合員とともに働くという意思を宣言する文書に Economic Aspect of Compulsory Trade Unionism" in the Oxford Economic Papers, Vol. 6, No. 1, p. 72. インするまでは彼らが職場に入ることを拒否したのであつた。而してこのロックアウトは失敗した。—V. L. Allen:"Some

# Ξ

(註2) J. T. Mckelvey:ibid., p. 551

Steel)、印刷業 (Printing)、 機械工業 (Engineering) の五つの産業部門について、労働組合が生産性に対し 究している。吾々は、この書を通して、イギリスの各産業におけるクローズド・ショツプ制とこれに対する労使の態(tt-) る関係、すなわちそれは有利か、不利か、直接的か、間接的か、計画的であるか否か、等といつた問題を実際的に研 いて、イギリスにおける建築および土木業 (Building and Civil Engineering)、綿業 (Cotton)、鉄鋼業 度に関する動向をば大よそうかがい知ることが出來る。 (F. Zweig)は、彼の「生産性と労働組合」(Productivity and Trade Union, 1950) という書物

なる傾向が見られるということである。 うことである。そうしてまた生産過程の機械化や單純化が行われて、 のクロー って駆逐されつつあるような職種 さて、 吾々がこのズウェイグの研究から結論し得ると思うところのもつとも重要なことは、イギリスでは、 ズド・ショ ップ制を達成し得るもつとも强い立場にあるのは、熟練労働者のクラフト においては、 夕口 1 ズド・ショップ制に対する労働組合の立場は弱められ、 熟練労働者が半熟練労働者や不熟練労働者によ オンであるとい

年乃 る 行 オ ととをその かくして、この組 柄をば共通 され來たつたも わ 合 か で ñ 至 K . し今日で ある この 資格 の組織目 ķ てい は 六年間であるが、 おいては、 るということは何といつても注目に値することであろう。 の直接的 ح 的 は に欠ける人間 とでイ は、一 Ō 節 書記、 である。それは主とし にも述べ |常多くの場合、「徒弟制度」(apprenticeship) 利益として、 ギリス 般的 とのような形でもつて職人として要求せられる資格や技倆水準を得るため 技術者、 をその職 には次の点にあると言われる、 たでとく、 における職 相互. 教師等といつた職 能 職 に援助し合い、 能 から排する、そうしてそれと同時 能別 别 て手工的な仕事に從事する労働者に 組 組 合 合 (クラフト は、 能にもその種の組合の結成は及 使用者との交渉力を强 本來、 • 專 ーそ = 門的 = を有していることである。徒弟奉び注目を惹くのは、イギリスのかか オ O な訓 ン) につい 職 労働組: 能 練 に労働条件 ۓ に必要な訓練と熟練 合は、 経 化すること」、これがその目的 よつて構成せられている場合が 驗とを有する熟練労働者によつ て若干紹介しておくことを必要と 排 との徒弟制 他性、 と賃銀を改善する、 んでいるようで 独占性が 徒弟奉公の期間 度 0 を通 水 非常 0 るクラフ 進 ある。 訓 を維持・ 練が組 してれ て、 K 强 組 ۲ は で 0 |合員 大体五 らの あ 職 ᠘ • 7 いう する ュ

ても、 ギ 労 よりも、 ス が 者が高い ころで、 0 奪 ح 8 われ 危險 このク ュ クラフ ると 熟練度 ォ を避けることが出來て、 ラ このような特質をもつクラフト  $\mathcal{L}$ フ  $\vee$ • ŀ ショ う理由でもつて、 0 • 1 所有者であるということを = ユ ツプ制 オ = オ ンの場合にはかくてそのような使用者側にとつて不利になるという問題はない。 ン 0 の下では、 カー とれに反対するものであるということを述べ ۴ 有利だということになるであろう。 を所有する労働者を雇 使用者は労働者の能 • ュ 積極 = ォ 的 ンにあ K 表 「示するものであることになる。そうし つては、 力を基準とし い入れることが、 労働者がその組合員であるということは、 本小 て労働者を雇用 論 熟練 0 た 初 が、 めた 態度の未. ない との熟練労働者からなるイ 知 解 な非 7 雇するという選 組合員を雇 7 使用 П 1 者側 ズ ۴ クラフト 用 • K する そ と

との

職能別 ح

組

合は、

中世ギ

i

۴

の名残りというか、それと共通した性格を多くとどめているところの古

かくしてその職能的特権を確立しているので

ある。

このようなこ

を

限

するととも

K

組合員の技倆水準を保持し、

0

合であ

る

とが

理

解せ

られ

、よう。

織力、 ら構成せられ = 交渉力等といつた点からいつても、他の一般的な労働組合には見られない堅実な基盤を有つことが出來るの オ 0 7 組 合員 いるのだから、 たるカ ドド は 高額の分担金と給付金制をとることが出 雇 用 化対 する 鍵であ る。 そ Ō 上 クラフト 來、從つて共済的利益 • ュ = オ ンは 通 常 高 からい い賃銀 つても、 0 また組 か

ズド・ とのような事 ショ ップ制 情 を確 0 た 8 立し得る非常に强い立場に立つているものと見られ に、イ ギリ スでは、 熟練 ||労働者 1の組 合であるクラフト・ユ るの である。 = オ ン は、 事 るの 間 K 刀 12 1

ある。

をもたない労働組合 ら主張し得ないし、 者のクラフト・ユニ ることの これに比して、 が 2通例 出 で 來る力は弱 あ る。 熟練度 オンの場合のごとく、組合員の技術が使用者の事業に積極的 は、 また組合員自身の連帶意識や経済的基盤も右に比し相対的 \\ \ \ 非組合員たちによつてクロー の低い労働者の組合は、云うまでもなく、使用者 労働組 合 は使用者に対しそのメンバー ズド • シ ョ · を 雇 ップ制を確立する機会を侵害せられ い入れるの にクロ には稀弱 を強制 1 利益を與えるというような ズド するに であるから、 • ショ ッ ついて、 プ制 この職 る可 を受け入れ 右の 能 )熟練労働 能 ことを何 性 が 的

とになるのである。 の仕事への参加要求 つつあるような職種 從つてまた、 以 上 かかる熟練労働者 Ķ が 機械の導入によつて生産過程 1 ギ と斗わねばならず、 における熟練労働者の労働組合についても、 ij ス 0 組合は、 K おけるクロ 今まで有 かつてのクロー . ] ズド が不 していたその排 • ショ 熟練労働者や半熟練労働者でもつて営まれ得るように單 ッ プ ズド・ショップ制 制 他 KC 対 的 これと同様のことが言い得ると思う。 する労使 ·独占的 0 に対する強い立場は次第に失われ な職能的特権 態 度とし て を奪わ 般的 礼 K 結 不熟練労 論 すなわちこ 7 純 働者か て行くこ 支 せら

П ズド シ ョ K 吾 ッ × プ制 は 吾々が右のごとき 0 確立狀況をば、 ズウェ )結論 をそこから得たところの、 イ ・グの 研究によりつつ、 紹介してみよう。 1 ギリス 0 各産業における労働組合組

と思うところの一つの特長である。

# 、建築および土木業 (Building and Civil Engineering)

三、その合成組合二、技術家組合一、一般労働組合二、計十九である。 建築業および土木業部門においては、全國建築労働組合連合 に加盟した十九の労働組合が活動している。その内訳は、クラフト・ユニオン十一、不熟練労働者 の 組 合 (National Federation of Building Trade Opera-

熟練労働者によつて組織せられている土木業部門の組合は、强制的な組合加入制を獲得することにおいていちぢる 使用者の方に有利である」と言われる。このことを逆に言えば、建築業におけるクラフト・ユ 比して著しく强力である。 この部門は一般労働者である。これに対して建築業では五ケ年間の徒弟制度も存在し、クラフト しく弱い立場にある、ということである。 オンほど强力ではない故に土木業では建築業におけるよりも、使用者と労働者の勢力のバランスが大なる程度まで まず建築業と土木業部門とを対比してみても次のごとく言い得る。すなわち土木業部門には徒弟 かくて「この(土木業)部門を支配する労働者 (非熟練者) の組合は、クラフト・ユニ = オンに比して、非 の勢力が 制度は 土木業に

り容易であるところのベンキ職や左官は五〇一六〇パーセント、 ことにおいて强くて、「多くの大都市においては一〇〇パーセントに到達している」と云われる。 か達していない。クラフト・ユニオンの中でも、木工、煉瓦工、鉛工の組合がクローズド・ショ = セントの組織率にしか達していない。 現在両部門を通じて労働者は一三四万人であるが、そのうち労働組合員は約五〇万人である。 オンの組織率は高く、 全國平均七三パーセント、これに対し一般労働者の組合は二九パーセントの スレートエやタイル職人に至つては三〇-ップ制を確 而してクラフト 技術の修得がよ 組織率 立する K

的な組合加入制が確立せら いずれにしても「クラフトメンが運動のバッ れ易いのである。 ク ボー ン ニ であり、 中でも高度の熟練性を要求せられる職能ほど强

# 1、綿業 (Cotton Industry)

している。(註8) 綿業における労働組合はクラフト オ ンであつて、 その組織率は平均全労働者の六〇--六五パ 1 也 ン ŀ

K

支配せられている。 つて 仕事に対してより一般的に適用する」ものであると言われる。すことの自由を有する」が、しかし「この一般的な自由参加の原則 これに対 員にも開 労働者中の最大多数を占めるもの 1 は、 1 ン以外すべて徒弟制度を有しており、 ズド・ショ クラフト かれてい *'' 1* ッ る。 ĵ • 0 プ との両種 ュ ル紡績工、 の慣行 從つてその職 参加 = オンは一〇〇パー は のみならず、 の労働者たちは倉庫係とともに綿業労働者中の 原 除毛工、 則 の職能 的 能における労働 K は にあつては徒弟制度が存 自 研磨工、 また セ 殊に織機檢査工と寸法測定工のそれは嚴重で、 由 ント で ク あ の組織 織機檢查工、寸法測定工、織物檢查工等、 П b 1 |者の組織率は五〇一六〇パーセントでし ズド・ 使用 を主張 ュ は仕事に 成している。と ニオンがそとには存在する」のである。 すなわち、 は、 在 せずい 高 度 一般の紡績工 これらの職 こ れ 0 する意思の 熟練的仕 「貴族を形 6 の職 ットでしかない。 (業に) (業に) 能 事 あ るも や織工の 成ししており、 K によりも、 には、 実際に労働組合によつて 男子熟練 0 11 1 は 仕 誰 1 会は通 事のような綿 不 工 熟練労働者の ル 0 紡 かし し 職 績 ば なが 非組 入 0 K あ 'n

であり、そうして不熟練労働者の仕事には一般的に自由参加 するに、 綿業においても、 熟練工のクラフト • ユニオ ンは强制的 の原則が適用されているのである。 な ショ ップ制を確立しているも のと見 られる

# 鉄鋼産業

な組合加入制 つて吾々が右に結論したような動向はこの産業には一應見出 、鋼産業にあつては、その生産部門は主として强力な産 そうして労働者の募集は K ついての労使の態度は次節で若干触れるつもりである。 般労働者からなされ ているから、 業別組合が掌握し されないようである。 力 r I している。フ ズド・ なお、 ショ その生産 ツプ制 ح の産 的 な職 は 存在 業 能 K K な は H な る强

# 、印刷工業

すなわち、 であるという吾 ギリスでは イギリスの 刀 ス 而 П 0 1 ンて、 ズド 般的 印刷工業においては、 との産 • な結 シ ョ 一業の殆 論は、 ップ制を達成 印 んどの 刷 I. 性格や大きさ、 一業に 職 し得るもつとも强い立場にあるのは 種 は、 おいてもつともよく確 高い賃銀を受けるところの高度に熟練 あるいは組織 証 世られ の範囲を異にするところの二〇以上 る。 熟練 必労働 者 0 た職人によつて営 ク ラ フ ŀ = 0 オ

つている。、(註四) 機会を與えられるにすぎない。かくして、徒弟制度は人がこの職能に携わり得るところの唯一の通路であり、労は、労働組合が使用者からの人員要求に應じ切れないような場合に偶然的にのみ、適当な資格認定によつて進出 þ うしてかかる嚴 うして組合によつて半熟練労働者(徒弟期間をまだ終えていないもの)の昇進は原則として禁じれて 期間は殆 而して、このような事情の故に、 組合のメンバー れを終えることが出來なかつたものであるにしても、一生現 まれるものであり、從つて労働組合はその大部分が職能的特権をは存立基盤となすもののようである。 いクラフトマ 機械工 ドンなどの地域では は七〇一八〇パーセントと、 業におけるクラフト なく絶対的である。 労働者の募集に際してはそのような労働組合を当てにするようになるに至つているのである。 Ctan してかかる厳しい徒弟制度を通して、労働組合は労働者の印刷業職種への参加を嚴重に規制し、 才までに んどー 度 業においては、 労働組合は 徒弟の ン だるカードはこの産業への雇用機会を得ることに対する鍵であると云うことが出來るのである。 たるカードはこの産業への雇用機会を得ることに対する鍵であると云うことが出來るのである。 シップと熟練性の保護のために、このように徒弟制度の実施に全力を傾注していると見られ 労働組合により使用 に五年間 勤 大部分の クラフト めを終えなかつた人間 100% 労働組合数は三五を数えるが、 ュ = であるにもかかわらず、ここでは七年間という長 才 その組織程度はやや低くなつているのである。ハーセントである。そうしてこれに対し、印刷業中の ンの組織率は、全國的に見ても九〇--九五パーセ クラフト マンシップの衰退が組合の衰退を結果するということを充分に認識するが故に、 印刷業では、 者との協定において嚴格に実施せられており、 • ユニオンと若干の半熟練労働者の組合は、その規則に非組合員とともに P クローズド・ 仮にその間彼が夜学を休んでまでも仕事に熱中していたためにそ 組合数の上から云えばその大部分が未だクラフト ショップ制の確立に対する労働組合の立場は言うまで 在の地位に留まるべく運命づけられてしまうことに い期間 ントという高きに達しており、 に定められてい 半熟練職、 他の産業における熟練職 特に女性の職 アウトサ また使用 る それ故に、 おり、また二 0 る。 イダ 者の

しかしながら、 そとにおける組織労働者の大多数は合同機械工組合 (A・E・U・) をはじめとする混

オ

芳

な

合組合 (mixed union) に所属している。 (#3)

ている。 この産業中、 鑄型工、 組合のカードなくしては仕事を得ることが極端に困難で、 金属鈑工、 銅細工工、 加熱工、 鉛工、樂器製造工のような職 ほぼ一〇〇パーセントの組織化 種 K おいては徒弟制 が 実施

対しても組合加入を認めて、産業別の方向を辿らざるを得なくなるに至つている。而してとのような事情の下では(stat) れていたA・ りつつある。そこで、そのクラフトマンシップにおいて非常に高い地位を有し、クラフト 者のこの産業への流入がいちぢるしく増大して行く傾向 の産業部門においては、 れていない。 (註35) のである。 K ・排他性に基づいて事実上のクローズド・ 組合が徒弟制度を通して労働者の供給を規制するというようなことは実際問題として無意味であり、 かしなが なつてくるであろう。 E.U. Þ 從つて、機械工業においては、今日一般的に云つて、 機械工業では 半熟練労働者が熟練労働者へ昇進して行くということは通常の模範的慣行たる」ようにないいちぢるしく増大して行く傾向にある。そうして特に、「航空機や自動車工業のごとき若干 今や産業に対する支配権を保持するためには否應なしに不熟練労働者や半熟練労働者 ここに、<br />
機械化によつて不熟練労働者の<br />
進出のいちぢるしいこの<br />
産業においては、 一般的には最近 ショ ・ ( stab) 一特に生産過程の機械化 ツプを確立するという労働組合の立場はもはや失われて行 夕口 と専門化が急速で、 I ズド • ショ ップ制は殆んど実際化せら 不 ュニ 熟練および半熟練労 オンの典型とせ また不一 きつ

練労働者によつて はこれに比べてその組織强制力はいちぢるしく弱い。そうして産業が機械化せられ、 イギリス特有の動向を見出す。すなわちイギリスでは、徒弟制度を有する熟練労働者のクラフト 以 上 吾々は 繰返すことになるけれども、 0 ズウェイグの研究に依りながら、クロー 駆 K 遂せられつつあるような職能 クロー ズド • ショ 吾々は以上の各産業を通ずるところの研究から、 ש プ制を確立することに非常に强 特に鉄鋼業や機械工業に ズド・ ショッ プ制に対する労使の態 い立場を有している。不熟練労働者 おける多くの職 近代化されて熟練労働者が不熟 この問題 種 度をば簡單に考察 にあつては、そのよ • に関する次のごとき ユニオ ン は、 の組合 ĩ 7

うな職能的独占性を基盤として强制的組合加入制の要求を達成するということに対する労働組合の立場は今や失われ いかと思う。而して、以上のような結論は、労働組合が古い傳統と、從つて複雜な組織構成とを有するところのイギ つつあり、これらの労働組合は産業別の方向を辿るべく必然づけられている。―このようなことが云い得るのではな

リスの今日における過渡的特性の一つであることは云うまでもない。

(註一) F. Zweig : Productivity and Trade Union, 1950, p. 7.

(絽2)(絽3)J. H.Richardson:An Introduction to the Study of Industrial Relations, 1954, p. 162

(註4) F Zweig: ibid., pp. 71-22.

(註5) F. Zweig:ibid., pp. 61-62.

(註6)(註7)F. Zweig; p. 72. (註8)F. Zweig:ibid., p. 120.

(盐9) (盐9) F. Zweig:ibid., p. 124. (盐口) (盐2) F. Zweig:ibid., p. 120.

(語口) (語口) F. Zweig:1bid., p. 124.-6.

(註氧) F. Zweig:ibid., p. 121.

(註15) F. Zweig:ibid., p. 166.

(註17) F. Zweig: ibid., p. 189.

(註9) F. Zweig:ibid., p. 196.

(註20一4) F. Zweig ibid., p. 183

注约 F. Zweig: ibid., p. 195.

(註氧) F. Zweig : ibid., p. 220

(註26)F. Zweig:ibid., p. 191

(註28) F. Zweig: ibid., p. 221

(mixed は 産業別組合と職能別組合の、 両性格の混合し

F. Zweig: ibid., ŗ. 221

<u>'</u> Zweig: ibid., Ġ

225

H Zweig: ibid., à 222

. F Zweig: ibid., p.

Ŧ Zweig: ibid., p.

F. Zweig: ibid., p.

見ることが出 労働者が産業に進出したり、 練および不熟練労働者を主体とする産業別組合組織に道を讓らねばならなくなつてくるという傾向は見られるのであ 確立することに対して有するところの労使関係における立場 前節では、イ そうして言うまでもなく、 して、イギリスでも、 ギリスに おける熟練労働者 機械の導入に基づく生産過程 これとともにクラフト・ユニ ح の産業別 組合に から組織せられているクラフト おいても組織强制 の細分化・ オ ンが労働運動 の强力さということをば中心として論じたのであつた。 單純化 に対する労働組合の関 の進行 において占める比重は次第に減じて、 • ュ = とともに半熟練労働者および不熟練 オ ンの、 ク 心は相当 1 ズド 强 •  $\vee$ ものが シ ョ ッ ゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚ あ 半熟

プ制やユニオン・ ととろで、このような職能的独占性をもたない労働組合と使用者の間では、 ≝女が吾々の参考とする唯一の資料であるように思われる。(含t) (含t) おけるこの問題を簡單に考察してみよう。而して、それに ショ ツプ制 の確立に対する要求 而して、それについては、 は、 どのように実現せられているであろうか。吾々は、 さし当つて、アレン (V. L. Allen) 労働組合側からのクロー ズド・ 次に の最近 シ ョ イギリ ッ

一來る。

結局 П ら自身が アレ 1 ズ F ン の論文は、すつきりした形 讓步曲線 シ ョッ プ制や (concession curve) 1 オ ン • ショ のものではないが、今、 と呼ぶところのものによつて決定されているという。 ップ制を受け容れるか、 吾々が彼の主張を整理しつつ述べて行くな 否かの使用者の態度というものは、 護步曲 根本的に 6 ば

う を拒 け容 坙 制 Þ 773 容 が ま ユ な ら n は 係 ñ で は 否 低 た 0 ル場合 がを意 用 カン .る す F Ъ オ ح 步 か 傾 á す す 0 な ン る場 3 味 耍 角 る 向 0 • K プ が K 使 シ か -j~ 求 IJ 强 勿 合 用 ∃ どうかを決定 を ン 50 額 は 者 ッ 受 0 抗 そ Ö す か 能 シ は プ )費用 四、 制 な プ 0 ح 容 桽 角 逆 Ö ル Ö B n K لح 地で んち、 要 比較的 を費 確 を 受 の な あ 求 H イ JL. 相  $\vee$ やさ る。 ギ E 办 で る を受け容 に対する要求を受容することに 対 ij  $\subset$  $\vee$ かる二つの費用 おこうとする場 で 的 ねば = れた るとい ]関係、 ス あろう損失 Ø な 產 多額の費用 使 n うの 一業関 用 6 る。 す × 者 な 係か 2 広 わ 6 や得失でも 想 ち企 あ を比較考慮 合 反対 定 労働 る。 に労 6 を必要とし 打 世 業 K. ;ち建 5 組 從 働 が 九 うて 合 う 組 て、 ,る場 労 か T L 合 兴 7 ない よつ b 働 て、 測 논 働 合 Ď 者 対 Ъ 定  $\vee$ 組 と見 使 る。 刀 K ~ しも 扰 世 合 対 企 用 例 p す 6 K えば する 業 る 6 1 耆 ñ 讓 る護 0 n ズ は K 步 労働 る ۴ 経 能 労 労 要 時 働 • 営 率 働 す 步 7 は 組 漫用 が シ 0 組 組 る ح 增進 В 合 3 支 合 合 抵 n 配 ち ッ が 抗 か 논 ٢ b ろ する 强 プ 権 6 0 費 Ō 制 用、 そう N 力 0 0 間 强 確 縮 کے ح な ク 制 K る場 O ZZ. 想 Ħ ح 少 刀 し 的 に対す 要 を 0 1 定 П 7 な (金) 求 通 そ 也 ズ 1 シ ĸ 5 ۴ 0 = ズ 0 る要求 は、 て、 れる 反対する。 ۴ 0 逆 • ッ 變 シ ブ KC ح 労 な シ 用 制 P れ 6 ッ を を 活 0 ば プ ッ 相 組

そうし ح Ō ような ブ ij ン シ プ ル K 基 づいい 7 次 0 ようなこと が 言 B n 7  $\vee$ る。

され 比 牲 は 働 ズ を 大 -は 7 ۴ 械 な 選 非 0  $\vee$ 0 ,る産 生產 ĸ 15 意 択 は 探 労働 で 解 味 用 KC 调 たも 高 ッ あ 相 業 雇 K 程 組 ブ る。 -g-放 P ょ  $\vee$ Ŕ る 0 合 0 的 İ 0 そうし В ٤ 機 が 何 場 ~ \_1\_ K 械 ス 논 = 0  $\vee$ は K 生 では う從 化 ŀ な オ 重 お 産 大で ~ が ラ n  $\bigvee$ 渦 ン 低 他 來 イ ば • なく 7 程 なく 度 方、 + カン は シ が ∃ な を 高 な b 4 もは 部 行 つてく 、なつ 熟練 度 ッ か 0 ゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚ 経 分 門 文 0 要求 ば のそれ 機 る 営の ~ Þ 労働 くる る。 械 高 労 一働者 者 生 権 化 を 度 より と 產 拒 K ず 利 が あ 機 な が の能率 0 行 否 る も莫大で 停 械 B 制 は B 3 V る 化 限 ち 言 JŁ. れ は され K 7 K ク を受ける うまでも は 不 200 p 機 熟練 ょ  $\vee$ らつて た生 械 あ る 1 る 部 7 労 ズ K とと 蒙 ۴ Į 働 か PF 0 產 な 過 6 る K 使 •  $^{\circ}$ 0 渚 で 用 程 7 使 K K な シ ⋾ 者の抵 をも なるに 統制 よつて あ 用  $\bigvee$ そとでは 者 7 ッ る。 プ制 0 0 世 は り損失や、 6 抗 b 產 し 办 費用 業 從 容 くて を受け容 ح 7 n b つて、 0 や る 易 連 よう Ì ح は K 容れる 場 また 続 と 逐 では 的 な 機 仮 K 行 その 械 强 な な K 世 b 髙 制 11 ととに 比 使 6 再 較 用 度 的 z 開 働 的 者 個 得 0 シ n よる 機 끜 組 使 人個 る 0 7 0 合 用 意 た ッ 15 な 使 思 制 8 プ か 者 人 ど 制 用 0 生 b K K 捅 要 部 單 0 者 논 ŋ を F 過 3 0 0 刀 K 純 化

ととの 択 \_ 解 \_ 3 る 重要 雇 產 す ると 企 が、 シ ⋾  $\vee$ う自 組 ッ で 合員で は プ 由 が 確 ح t h あると非 立 0 É よう 世 ح ら ح K n ~ 組 钱 る 合 は 牲 可 先行 能性 員 費 角 6 あ は **₹** は á 非常 11 るとを問 で Ø できる K 抵 大 きいと .3 抗 わず労働 費 用 み は られ 大で 者 個 いる。 あ 入 0 る 使 有する労働 分 角 Þ 者 労 にとつて 使 能力をば基準とし 0 間 は、 K ク 產 Ħ 業平和 1 ズ ۴ て労働 0 • 維 シ 持 3 کے ッ  $\vee$ プ 5 制

7 國 わ 鉄鋼総連 丸 主 が実現 る。 ٢ 鈑 l 角 先 部 7 治者が産 いせられて 合 門 0 ح |で八 は ズ 0 ウェ 理 堂業不安 鎔鑛 0 由 パ ィ 0 1 炉 ガ た か t 8 0 セ 研 ら蒙る ょ K ン ŀ U 究 0 ブリ K 1 組織 損 な ギリス 失 丰 V ても、 0 率 部 大きい を有 F K で な 鉄 F  $\vee$ 00 鋼業 7 ような部門で ると報告せ は、 パー K å 例えば鉄鋼 ける最大 セ 5 ントの は、 れて ているのであり、産業の組織化を達成し、 八の労働 業 かく全國的に見ても一〇〇パーセ K お 組合 V ż 强制 C あるところの 產業別 的 そうし な組 合加 ある どて圧 組合員 入制が  $\bigvee$ 一延工場で は 般労 ン 支 ጉ 兪 九〇パ 万を 働 K 的 近 組 で 有する 合 あ Ź ĸ 合加 と あ セ

入制

 $\vee$ 

る

つのであ

る

登錄 者は ス る ような摩 ኑ 常 おい  $\vee$ 混 が ル K 元全に 擦 産業不 乱を生ず ま 等 を避 た輸 プ 0 制 港 組合費 かけ 安 湾 会 る態 労 ることとな K 部 約 働 脅 門 を支拂 局 度 か K たされて など K 特に港 おいて定め 出 なる。 つて は、 7  $\vee$ V 湾 1. 労働 労 そこで 一 る。  $\vee$ ることが る労働 働 7 者は そうし 組合との  $\vee$ る 般 多い 古く Ō 組 似である。 料合員である。 に港 7 と言 との からそ 間 K 湾 か Ö 部 使用 門でス れる。 局 Ō るという 結 が一人の人間 者側 束 例 ŀ が 証明書 えば は、 ラ イ Ź ギ 强制 ij п 丰 が行 を必必 を港 ンド z 的 で 要とするということを、 湾労働者とし ン な組合加入制を承 b は 'n 非 リヴ る場合は、 常 K 7 堅 プト र् て登録 ル 業 組 認 務 織 するに際  $\forall$ することに 0 が 公共 ン 强 す チ 固 なわ Ξ 性 6 U ス 7)3 たちク らも Ħ よつて T 0 ĺ さ は そ  $\vee$ ح ち 1 ブ 0 使

۴

シ

ッ

を協

け容 7 が 非 . Б -常 П 世 K 小 K 6 反 問 で ズ n ۴ る あ 題 て る。 K ح کے 例 世 シ られる 3 從 之 は ッ っ ば ~ 建 プ 力 個 築業 Þ で 分 あ る ズ ユ 部 人 ろう、 = K 門 0 な オ 能 ン 0  $\vee$ 使用 ては想 为 を基 すな シ 3 者 わち犠牲費用 像 準 ッ K とつ せら プ K 等 し れるご Ŏ 7 7 は 强制 労働者を選択 Œ 的 K は とくそ 非 高 組 合加 経済的 5 Ō 入制 そうし 事 ٠ 解 情 ٢ は全 0 な 雇する権利 要求 る。 て抵抗費用 に対して强く反対している。 (#6) 使月者は、ここでは通常、労 逆 で を奪 あ る。 全 Ď 丸 ح 產 るような労働政 ح C 止 KC は 伴 労 : う損失) 者 個 策 × は を受 人 組 そ

―大体、以上のようなことをアレンは述べている。

つてのアレンの右の主張は、 るか、こういつたことについても検討すべき余地があるであろう。 て差し支えないものであるか、 いととろである。またこのような結 ととろで、 吾々としては、 出來るものであると考える。 アレ ン 彼 0 の分析の正否をここで問うてみるということは かかる結論は 種々の事実資料に裏づけられているものであり、 あるいは他 論 イギリス は、 一の諸國家についても普遍的に原則としては妥当するところのものな 强制的組合加 の各産業に 入制 おける强制的 の実施 しかしながら、 K ついての 現 な組合加 在吾 × その大筋に イギリス産業 が入手し得る資料 入制の実際から帰結され イギリスに ま いて 《特有 おけるこの は充分に 0 0 事 範 実とし 囲 [からは 信頼 問題をめぐ Ø ですると 把握 0 な で

あ 行われないこと―ということが、 に対する鍵である。二、 うなことを主張し得る、 を達成し得る大きな可能性を有していると云い得る。 ついても、 般労働組合は、 にクロ そとで、 1 ズド とれを要するに、イギリス産業における强制的な組合加入制に関する労使の態度について、 鉄鋼業のごとき連続的な高度の機械過程を有する産業におけるこの 强制的 ショ ッ これに比して、不熟練労働者や牛熟練労働者、 ―一、徒弟制度を有するような熟練労働者のクラフ な組合加入制 プ制が使用者との間 强制的組合加入制を受けとることの不自由さよりも、 の要求を使用者に受け容れさせる力は弱い。三、 に確立 せられている。 けだし、 使用者 とこでは あるいは婦 にとつて 3労働組 ŀ • 種 は、産業平和の ュ = の組合は强制的 人から組織されている産業別及 合員であるというそ オンにおいては、 しか より重要なことである し産業別組合 維 持 な組合加 吾々 のとと もつとも徹 ス ŀ は 入制 ラ 般組合 か 1 次 0 0 郠 ı

簡 制 單 の普及 な ĸ ま 紹介しておこう。 の程度とアメリ  $\nu$ ン は 先 O ブ カ IJ K おけるそれとを比較している。吾々の問題とするところからは若干逸脱するが、 ン シ ブ ルを適用 して、 ィ ギ ij ス K な いけるク Ħ 1 ズ ۴ • シ ∃ ッ ブ 制 Þ ユ = オ ン シ ح ح ∄ ッ

どそれは広汎には ば イギリ 実施せられては ス で は 强 制 いない。 的 な組合加入制 合衆國 ことつい では労働者の七〇パ Ċ 0 法 的 禁止 1 は セ ないが、 ン ŀ 以上が組織労働者であり、 し か し こそれ K 分 分 わらず

また労 よう 本 は 制 制 國 由 合と斗うこ K 否定 は事 ځ 思 稿 Ê 合 6 て労働 彼 が ほど高 ギ 3 0 V か うう 1衆國 要求 j して稿 丸 ij て 広 6 問 汎 働 連 的 ぞ ブ 0 度 ス K 0 大である。 題外 合衆 者の -g~ 產 re を受け容 K 者 康 あ 飒 K Ŕ ٤ ど広汎 業 を 実 的 度 حے が な る 0 ン なわち、 能率 改め を示 ع 0 K 國 施 0 K 4 ᆚ 営まれてい すると 利 制 制 0 主 ま K 世 まり得る。 7 られる 「は機 it 治的 ñ 盆 す。 問 張 しか 7 お K 的 0  $\bigvee$ 的  $\vee$ などは、 )機械 確 るに 紹 り 得 題 は る は 組 組 る とれ 合加 実際 械 ころ 强 る。 し 論 か 介 る K イ 対 な 議 制 ĸ 0 11 K K 加 ギ 刀 に反れ る。 から 合 た 入制 す ij が b 6 П 的 至つている V よつてコン は 雪 入 ラる両 あ 組 ż 彼 行 Ŕ 制 5 衆 1 約 ス イ  $\vee$ の犠牲な 心には殆 ギリ 國 る。 導 ズド 合 而 われ得 產 と考えて し 故 を獲得するために de Ó は 國 き出 して、 て、 ち、 普 殆 業 K 1 加 K はく 入制 ノイギリ ¥ ź 岌 そこで吾々は、右 0 K • h 瓊用 合衆 労使 K んど存 ず ィ 程 ど何 0 IJ シ 0 ŀ 1 -で ح た 比べてずつと喧ましかつた、 ギ 度  $\vee$ ス  $\vee$ 크 は 12 ては、 ある。 企業 る。 実施 えの の態 先 ع ッ は 1 のような条件 國 ij 7 0 b で は 0 ア プ 低く、そうし 在 ル ス 相 分 受当す 早くから労働組合に また、 使用 メリ 制 せられ し 世 ば 経 で 違 废 が 0 の相異 やユ スト 驗 なくなる。 5 周 は 両國の生産 À は れる 知の 者 訚 的 カ 労 種 0 Ö ィ ば ラ 働 る 0 ていない、 な = 0 Żζ ュ アレ から、 の下で を比 ギリ イ 勞 者 لے Ż ح オ ごとく な IJ 髙 のような事 ح ン 7 丰 働 0 両 1 ン Ź 抵抗 ろ 過 ح 較 K 賃 ン •  $\vee$ 力 國 ン の主 ことア 、労働 かする 程 のよう 少数 は、 **犠牲費用** 訴 銀 Ó シ 0 • シ 労働 ーア えた 事 B ン 3 0 氇 は シ 張 基準 ブ よつて メ 角 0 何 賃 合 0 ッ 分> 情 ∄ K そうし ŋ 組 ٤ 能 で ル 実 プ V かる根本的 は K 銀 ッ よりも 0 対し は、 合衆國に カ 高 合に 國 相 を與えること 0 制 ン が と低い抵 桽 プ あ )相異. ても、 ح 高 は ĸ K 湋 9 0 V 制 0 7 र् して今日 の強制 ので 使用者 依存 7 直 両 間 ح 加 比 K を を比 B 國 入 ち ح 題 0 し ょ 実 抗費用 そ いるも ĸ ح 0 ようなこ な相 あ お し そ 7 現 K で次 こそれ つつて、 ない つい 7 両 妥当するも 較 K 的  $\vee$ にとつては 0 0 廉 し り損失は 異 いると 0 國 お 組 7 た  $^{\circ}$ 7 す 0 á は、 労働者 でも 出 合 0 K 8 で K K  $\vee$ 7  $\vee$ そ 一來る とと 点 ろい 加 は、 基 ح ح る 京 7 とを主張 K b 使 うて 企業 とろは の結 H 入 だ づ 生 る 0 制 の雇 B け ż 吾 V ĸ 崩 產 K 產 Z 0 な が、 で É て 者 强 K 果 6 対 お 0 ユ 0 强 は H 過 此 は = 相当 Ċ そ 注 指 が 用 制 制 は L 平 程 2强制 こつて は 目 較を行う ح 7 今日イ オ 和 ح 本 な 7 摘 は 的 的 0 0 な組 世 た K 0 的 あ 組 は 偱 ン が 椒 而 は 國 6 7 を独 的 85 優 ŋ 合 で • 度 大  $\mathcal{C}$ 向 し ショ 比 得 ア 組 先 合 È て あ n. な ギ は 加 0 K K で 合加 ととも 労 す 較 な あ IJ 加 次 7 た る 來 ス ッ 働 る 的 合 ح 2 0 械 0 7 プ 入 化 制 小

相異にのみ注目を與えて、それによつて一切を割り切つてしまつている。彼の右の企みは確かに興味あるものである にあるのである。しかるにアレンはかかる両國における相異つた事情に殆んど考慮を拂わず、 用の嚴密度、 組織 しかし彼の推理におけるこのような欠陷は、 本小論の前半においても若干述べたどとく、両國の間では、労働者の構成、從つてまた彼らの有する團結感 一の型の構成、産業の構成、强制的組合加入制に対する政府の態度、 更にこの制度を要求して労働者が用いるところの手段なり方法、等々のことについて全く相異つた事情 それをして殆んど全く無意味な失敗に終らせてしまつているように 强制的組合加入制度の内容およびその ただ両國の生産過程

×

吾々は考える。

はないが、イギリス特有のこの問題のあり方を把握することを常に意図し來たつたものであり、今後におけるこの種 や研究は、 る一端を考察した。イギリスの産業問題 一研究の糸口となることをば念願とするものである。 以 吾々は本小論において、イギリスにおける强制的組合加 わが國では殆んど未だ皆無と云つて差し支えない。吾々の研究も、資料が乏しく決して滿足すべきもので の実際、殊に吾々が問題としている强制的組合加入制の実際についての紹 入制 の問題、 およびこれに対する労使の態度に

(船一) V. L. Allen: "Some Economic Aspect of compulsory Trade Unionism" in the Oxford Economic Papers, Vol. No. 1, pp. 69-81.

(盐~) V. L. Allen: ibid., p. 81.

(盐の) V. L. Allen: ibid., p. 73.

(盐4) F. Zweig: Productivity and Trade Unions, 1951, p. 166

(註5) V. L. Allen: ibid., p. 75

(拙ゅ) V. L. Allen: ibid., p. 81

(盐~) Labour News from the U.S., 1 Aug. 1952, Vol. ii, No 53

(盐∞) V. L. Allen: ibid., pp. 78—81.

W. M. Leiserson: "Closed Shop and Open Shop" in Encyclopaedia of the Social Sciences, Vol. Three, 1930, p. 570.

G

## Watanabe, Sachiko

## The Compulsory Union Membership in Great Britain

### Rèsumè

The purpose of this paper is to discuss the issues of compulsory union membership and to study the attitudes of employers and workers to the compulsory union membership in Great Britain.

What is important to note is that the heterogeneous composition of the British labor movement, in which craft and general unions predominate, makes this issues in Great Britain different from those of Japan or the U. S. A. Section \( \begin{array}{c} \) of my paper deals with this problem.

In Section I, I come to the conclusions that in Great Britain, the craft unions which organize highly skilled workers are outstanding in maintaining closed shop; and that, on the contrary, unions organizing unskilled or semi-skilled labors or women have, on the whole, failed to regulate the flow of labor,—between these unions and employers, the compulsory union membership is far from being a widespread practice.

And in the last section, IV, it is stated that the industrial and general unions in the large continuous-production industries have succeeded in making their employers to accept the compulsory union membership; and that, on the contrary, in the industry using extensive methods for increasing production, the employer would probably resist the demand for the compulsory union membership.